

未熟児養育医療の給付手続きについて

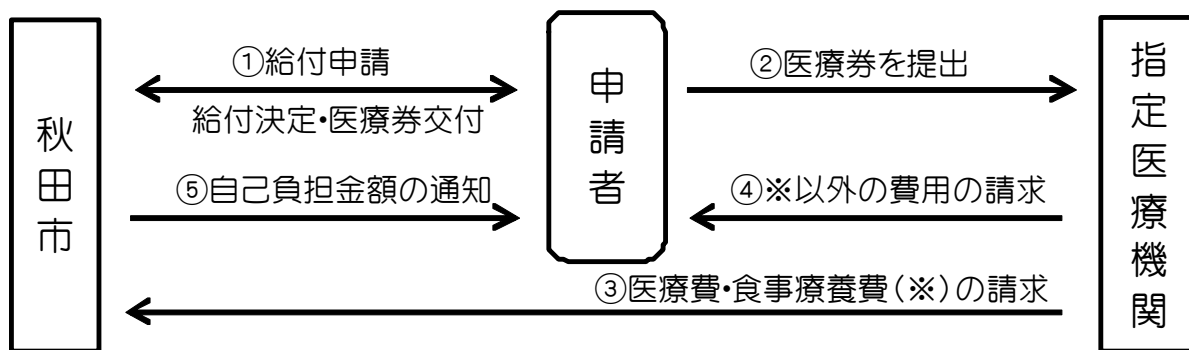
生まれたお子さんが、体重2,000グラム以下または身体の発育が未熟なため指定医療機関に入院し、養育を必要とされる乳児に1歳未満までの入院中の医療費と食事代などを給付します。

【申請に必要な書類】 申請前に次の必要書類がそろっているかご確認ください。

	書類等	備考
<input type="checkbox"/>	① 養育医療給付申請書(様式第1号)	保護者が記入してください。 「本人欄」は、受給者(赤ちゃん)について記入してください。 「本人との続柄」は、受給者(赤ちゃん)から見た続柄を記入してください。 「保険者等の名称」は、会社名ではなく発行機関名を記入してください。 (全国健康保険協会△△支部、△△健康保険組合、秋田市 等)
<input type="checkbox"/>	② 世帯調書(様式第2号)	受給者(赤ちゃん)と住民票が一緒になっている方すべてを記入してください。受給者(赤ちゃん)も含めて記載してください。 「続柄」は、受給者(赤ちゃん)から見た続柄を記入してください。 「世帯外扶養義務者」とは、例えば単身赴任の父など、受給者と同一生計で住民票が別になっている方です。
<input type="checkbox"/>	③ 養育医療意見書(様式第3号)	主治医に記入してもらってください。
<input type="checkbox"/>	④ 未熟児養育医療の自己負担金と福祉医療費の委任について	
<input type="checkbox"/>	⑤ 所得・課税状況に関する公募等の閲覧同意書	②世帯調書に記入された方全員分(18歳未満の未就業者を除く)の記入が必要です。 住民税所得割額を確認する書類です。
<input type="checkbox"/>	⑥ 受給者(赤ちゃん)の健康保険証	保険者が発行する保険手続き中の証明書でも代用できます。
<input type="checkbox"/>	⑦ 秋田市福祉医療費受給者証	市役所本庁舎2階子ども総務課、各市民サービスセンター(東部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く) 駅東サービスセンターの窓口で申請すると発行されます。
<input type="checkbox"/>	⑧ 個人番号確認書類	個人番号カード、個人番号が記入された住民票の写し、通知カード(券面に記載されている住所や氏名などの事項に、令和2年5月25日以降変更が生じていないものに限る)のいずれか。 世帯調書に記入した全員分が必要です。
<input type="checkbox"/>	⑨ 身元確認書類	申請者の運転免許証、パスポートなど
<input type="checkbox"/>	⑩ 生活保護受給証明書	生活保護を受けている方 市福祉保健部保護第一課、保護第二課で発行します。
<input type="checkbox"/>	⑪ 低体重児出生届	出生時の体重が2,500グラム未満の場合

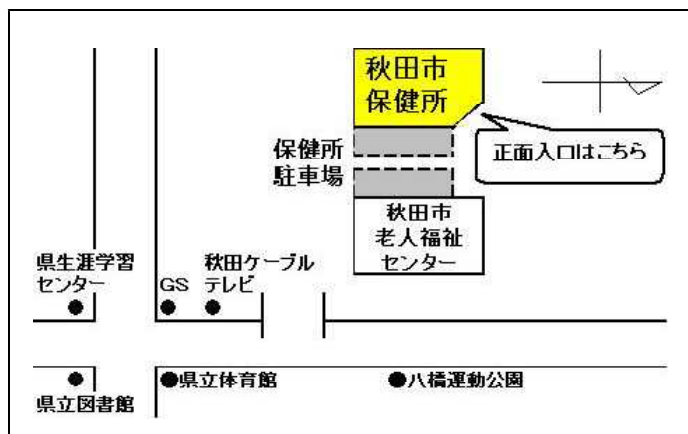
～裏面もご覧ください～

【申請の流れ】



- ①給付申請後、秋田市は申請書類を審査し、給付を決定すると「養育医療券」を送付します。
- ②申請者は、医療機関の窓口に「養育医療券」を提出してください。
- ③医療機関は、対象となる医療費と食事療養費を秋田市へ請求します。
- ④医療機関でかかった③以外の費用（オムツ代、リネン代等）は、医療機関から申請者へ請求されますので、医療機関へ直接お支払いください。
- ⑤保護者が負担する自己負担金額（費用徴収額）については、受診月の約2か月後に通知します。

※自己負担金については、本市福祉医療費として扱いますので、納入する必要はありません。（ただし、秋田市福祉医療費受給者証が交付されている方に限ります。）



<申請・お問い合わせ窓口>

〒010-0976

秋田市八橋南一丁目8番3号

（秋田市保健所2階）

秋田市子ども未来部子ども健康課

給付担当

TEL (018) 883-1172

FAX (018) 883-1173